

大和市告示第10号

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月27日

大和市長 古谷田 力

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業費補助金交付要綱（平成31年大和市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前期分（当該年度の4月から9月まで）及び後期分（当該年度の10月から3月まで）の各区分に応じ」を「2回に分けて行うものとし」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、1回目の請求に対して交付する額は補助金の額の半額とし、2回目の請求に対して交付する額は補助金の額から既に交付した額を控除した額とする。

別表第1病児対応型、業務のICT化を行うためのシステムの導入の項を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。